



NEWSLETTER

《企業法制と法創造》総合研究所
知的財産法制研究センター

❖2011年度JASRAC秋学期連続公開講座第1回 「著作権法の憲法的側面と著作物使用者の保護」 (2011/9/24 開催)



9月24日土曜日13時～17時で、8号館B107教室で、2011年度JASRAC秋学期連続公開講座の第1回目のシンポジウムが開催された。「著作権法の憲法的側面と著作物使用者の保護」というテーマで、フランス・ストラスブール大学准教授のChristophe Geiger氏、東京都市大学専任講師の張睿暎氏、そしてコメンテーターとして龍谷大学准教授の栗田昌裕氏を招いて講演およびパネルディスカッションを行った。

まず、Geiger 准教授は、「Constitutional Dimension of Copyright」というタイトルで、著作権法の解釈と運用における様々な問題をとく手がかりとして、各当事者の利益のバランスのとれた保護をはかろうとする「著作権法の憲法的側面」の議論を欧州に焦点を当てて紹介した。

著作権が知の普及にとって障壁になりつつあるという指摘は絶えず、著作権制度は非常に深刻な危機に直面しているといえる。Geiger 准教授は、著作権は今までも大きな技術変革に十分に順応してきているし、今後も著作権はこういった将来的な技術変革に十分対応できると信じているとしながらも、やはり原則的な概念について再検討する時期が到来したと問題提起をする。ただ、再検討のためのツールはすでに揃っており、既存

のツールに対して新たな視点を入れることが必要であるとした。

これからは使用者対著作者というような対立構造に関するレトリックはやめて、より補完的な価値をもたらすものとして著作権を位置付けるべきである。つまり、創作者の利益をも担保し、プロデューサーの投資利益も確保しつつユーザの合法的なアクセスの要請にも対応できること、これこそ次世代の著作権法に求められている要件であるとした。

著作権制度は、著作者や創作者の利益、一般大衆の利益、あるいは制作者や配給業者など多様な利益の調整、つまり合法的で正当な均衡を取ることを目的としており、そのための手段として排他的権利が唯一の選択肢ではなく、同じく制限規定だけが唯一の方法でもないとする。そしてバランスをとるための衡量基準として、著作権法の憲法的側面を強調しながら、基本権概念をその手段として提唱した。基本権は欧州のみでなく世界共通の原則を提供してくれ、バランスのとれた立法のみでなく、司法による著作権法の公正な適用も保障する。

続いて張講師は、「著作物使用者の保護：基本権の観点から」というタイトルで、著作者と使用者の間の利益衡量の基準としての基本権概念を紹介した。

著作権の強化により著作物使用者の自由が萎縮される現状は明らかであり、近時はインターネット上の著作権侵害への対応方法もより強力なものへと変わりつつある。既存の著作権法のなかにももちろん、保護期間の設定や著作権の制限・例外規定など、使用者の利益を保護するための装置は存在するが、著作権は強化される一方である。著作権強化現状の原因としては様々なことが考えられるが、著作権者中心の現著作権法制度には

「著作物使用者」という概念がないこと、立法過程において著作物使用者の利益は反映されにくいこと、著作権の例外・制限規定の運用、また権利構造的において限界があることが挙げられる。

近時、限定列举例外条項の硬直性などを理由に、司法が介入しやすい著作権制限の一般条項の導入が議論され、日本では特に「フェアユース」の導入として議論がされている。しかし、フェアユースの導入も万能の解決策ではなく、より根本的な、大原則が必要である。そこで張講師は、著作者の権利と著作物使用者の権利の利益衡量の根拠として、基本権を挙げ、著作人も著作物使用者も対等な基本権の主体としてみて、著作物利用におけるバランスをとろうとする。

このような基本権アプローチによると、立法者は立法の際に、著作者のみならず、著作物使用者の利益も考慮に入れて立法することになる。著作物使用者の権利を保護する立法が無い場合、もしくは現存の著作権の制限規定のように立法は存在するがその保護が十分でない場合には、司法による保護がまず試みられる。解釈論が蓄積すれば、更に立法につながる。解釈においては憲法上の権利を具現している私法である著作権法の第1条（目的）を利益衡量の原則として用いることの可能性を提示し、WIPO 著作権条約（WCT）の前文やTRIPS 協定の第7条（目的）および第8条（原則）など、解釈の基準として目的条項を活用する考え方も紹介した。

最後にパネルディスカッションを行った。パネルでは張講師を司会役に、講演者の Geiger 准教授、コメンテーターの栗田准教授を招いて、Human right・Fundamental right・Constitutional right の峻別や、Three Step Test の機能、権利論と功利主義、著作権法の解釈における憲法上の基本権の役割、基本権保障のために必要な場合に裁判所が法律の文言を超えた「解釈」を行える可能性、憲法上の権利の具体的権利性など、多彩な論点で討論が行われた。（RC 張 睿暎）

❖日中知的財産法制フォーラム

（2011/10/08 開催）



2011年10月8日に天津大学国際会議場で、10日には雲南大学模擬法廷で、早稲田大学国際産学官連携本部の主催、知的財産法制研究センター（RCLIP）知的財産拠点形成研究所（IIIPs-Forum）と天津大学知識産権研究センター（TRCIP）共催で、日中知的財産法制フォーラム（Japan-China Intellectual Property Forum）が盛大に開催され、日中両国から招聘された著名な知的財産法専門家が、知的財産法制の構築について、それぞれのお立場から講演を行った。

はじめに、天津大学李家俊総長が日本からの知的財産専門家訪問に対して歓迎の意を表わし、天津大学の歴史沿革と重点学科を紹介して、さらに知的財産学科の設立・運営について重点的な紹介を行った。そして、早稲田大学知的財産法制研究センターと天津大学知識産権研究センターの共同研究を高く評価したうえで、このような最前線にあるハイレベルな知的財産フォーラムを天津市で開催することは、間違いなく法学の推進、特に知財法学科の建設に非常に深く積極的な意味を持っていることを強調し、これからも、この成果を生かして、双方が重大な意義を有するプロジェクト推進のための更なる協力と交流を期待していると述べた。

フォーラムは天津大学知識産権研究センター長の俞風雷准教授が司会を担当した。現在中国において継続可能な市場経済体制に転換する方針を明確にし、知的財産国家戦略を定め、知財法制

R
CLIP

を技術革新の画期的な基盤と位置づけて、日本を含む海外の成功経験を吸収したいと考えていることを紹介した。

講演としては、まず、早稲田大学知的財産法制研究センター長の高林龍教授が「日本特許法の特徴点と注目動向」というテーマの基調講演を行った。高林先生は大学の教授となる前の17年間ほど裁判官の経験、その後学者に転じてから3年近く米国のワシントンDCに留学した経験から、純粋な知財学者という立場ではなく、実務家的視点を込めた内容を展開し、1つの仮想事例を通じて、アメリカ法と比較ながら日本特許法の特徴を紹介した。内容としては、発明の構成要件中の本質的部分を抽出して分析する手法は、発明の実体は特許請求の範囲に記載された文言そのものではなく、文言を解釈することによって導き出される技術的思想であると理解することに基づいている。したがって、基本的には特許請求の範囲の記載文言はある程度は抽象的に記載されるのが宿命であり、いわゆる機能的クレームといわれるものも特殊なクレームの記載形式というわけではない。この点、米国には発明が思想であるといった認識が基本的にないようであって、発明はクレーム文言に表現されたもの自体であると考えていることから、米国におけるクレームはなるべく抽象的な記載を避けて、具体的な実施例ごとに請求項を立て、その効力の及ぶ範囲が一見して明らかのように記載されているのが良いクレームであって、いわゆる機能的クレームは特殊なクレームの記載形式であるから、その効力の及ぶ範囲も特別な規定(112条第6パラグラフ)によって解釈されることになる。この点は日本の特許法の理解と基本的に異なる点といえる。つぎに、いったん成立した特許を無効とする手法について論じた。まず、米国型は特許を無効とするのは原則として侵害訴訟の場面においてとする制度であり、日本は従前はドイツ型の侵害訴訟の場面では特許無効の主張は原則的にはできない制度を採用

していたが、2000年4月のキルビー事件最高裁判決を経て、104条の3が新設され、現在では、主張できる無効事由は、新規性や進歩性だけでなく、特許請求の範囲の記載要件違反や実施可能要件違反などすべてであると解されていると説明したうえで、これによって生ずる様々な問題点を指摘した。また、職務発明承継の際の相当対価の支払いについて、改正法は企業と従業者間の合意による対価額の決定は裁判所においても尊重されるべき趣旨を明確化したものにすぎず、いわゆる確認規定にすぎないとの見解を紹介した。最後に、日本特許法の最近の注目動向を説明し、今年特許法は大きな改正がされたので、その骨子を紹介した。

高林教授の講演の後、中国社会科学院知識産権センター長の李明徳教授は、近時の中国知財界において最も関心の高い話題——中国著作権法の第三次改正について貴重な資料を持参したうえで講演を行った。周知のように、今年7月13日、国家著作権局は会議を開き、中国著作権法第三次改正をスタートさせた。今回改正案は3つの専門家チームに起草を依頼し、李教授はその中の1つのチームの責任者であり、講演の中で改正すべきいくつかの最新意見と提案を紹介した。初めに現行の1法と5条例の現状を紹介したうえで、今回の改正が既存法体系を混乱させるものではないことを表明した。しかし『コンピュータのソフトウェアの保護条例』は時代にそぐわないので廃止するべきであるとした。また李先生は「中国が継受した民法体系は、ヨーロッパ大陸法系であり、著作権の保護だけが英米の著作権法の影響を受けることはあり得ない」ことを指摘した。すなわち、権利体系を作者の人格的権利と経済的権利を分けて、経済的権利は複製権、発行権、伝播権と演繹権とすべきであること、職務作品の概念を削除して、雇用作品、委託作品とすることなどを提案した。

つぎに、職務発明について大いに注目された日

R
CLIP

亜化学事件の一審東京地裁判決の裁判長であった三村量一先生が、「特許法分野における判例の役割」というテーマで、特許権の均等侵害と消尽、特に青色発光ダイオード事件を含む職務発明の分野における日本の判例の状況を紹介した。これに対し、上海大学知識産権学院の院長の陶 鑫良教授は、中国職務発明制度変遷と挑戦についてと題して、職務発明の報酬規定の変遷を分析して新しく改正した特許法第 16 条、および実施細則第 76-78 条の職務発明に関する計算公式のボトルネック問題を指摘した。日中職務発明制度について、良好な対話と疎通を形成するだけではなく、制度設計の構想を啓発したものといえるだろう。

その後、重点領域知的財産拠点形成研究所の安藤和宏研究員は、「デジタル・ネットワーク化時代の著作者人格権」というテーマで、著作者人格権（同一性保持権）について講演を行い、北京大学知識産権学院の副院長の張平教授は、「FTA 背景における中国特許法関連問題の検討」というテーマで、二国間貿易を行う際に、特許法はどのように考慮すべきかについて講演を行った。

最後に、先生達との対話を望んだ者がフロアから積極的に参加して質疑応答が行われ、天津大学文法学院の李旭院長が閉幕の辞を行った後、雲南大学の会場に移動し、陳雲東院長、王啓梁副院長を加えて、蔡濤裁判官が「裁判における著作権侵害の帰責原則の展開」、戴琳副主任が「少数民族文化符号の知的財産法保護」、馬碧玉が「中国特許法の特徴と最新動向」について報告をし、連休中にも関わらず、延べ 400 人近くの聴衆を引きつ

けた。

今回の日中知財フォーラムは、中日の知的財産界の学者が集まり、法制度とエンフォースメントの分野にタイムリーかつ絞り込まれたテーマの下で充実した議論を、天津と雲南二つ会場で行い、知財界に積極的な連鎖反応を生じさせ、日中の知財法制への共通認識を促進できたといえる。このような知財法制のフォーラムを今後も開催して、今後の日中知財交流に寄与できることを期待したい。

(グローバル COE 研究員 兪風雷)





❖2011年度JASRAC秋学期連続公開講座第2回

「著作者人格権をめぐる現代的諸問題」

(2011/10/15 開催)

第1部 著作者からみた著作者人格権

【講演】

「漫画家にとっての著作者人格権」

【講演者】

里中満智子（漫画家・大阪芸術大学教授・内閣官房知的財産戦略本部本部員、文化庁文化審議会委員）

【コメンテーター】

長尾玲子（日本文藝家協会事務局）

第2部 著作者人格権をめぐる現代的諸問題 (パネルディスカッション)

【パネリスト】

三村量一（元知財高裁裁判官・弁護士）

上野達弘（立教大学法学部教授）

【司会兼パネリスト】

富岡英次（弁護士）

前田哲男（弁護士）

2011年10月15日に行われたJASRAC寄付講座の第2回は、2部構成を採り、昨今の書籍の電子化の急激な進展に伴う問題点として著作者人格権に焦点を当てた内容で開催された。

第1部は、作家・マンガ家にとって著作者人格権（特に同一性保持権）がどういう意味を持ち、現代においてどこまで守られるべきか、漫画家の里中満智子先生をお招きしてご講演いただき、さらに日本文藝家協会事務局の長尾玲子氏にもコメントしていただいた。第2部はパネルディスカッションとして、第1部を受けて、デジタル社会においてさまざまなかたちで生起している著作者人格権の現代的な諸問題、特に近時紛争が増加している死後の人格的利益の保護の問題を中心に、フリーディスカッションを行った。

1. 講演

第1部の講演で、里中先生は、まず漫画の作られる現場として、ご自身とその周囲の体験談を元に、同一性保持権の問題をパロディをされる側の立場から熱く語られた。

漫画家の権利については、実務上は、漫画家ではなく出版社と権利処理をするのみで済ませるケースが多く、例えばアニメ化の問合せは出版社の編集部との間で行い、漫画に専念してもらうため漫画家には何も知らせないケースがあること、一方で漫画家のほうも嫌でも断れる権利がないと思っている人も多かったこと、法的な闘争にエネルギーを使うことになるため、描くことを止めるか泣き寝入りするしかなかったことなど、その権利は抑圧される傾向にあることを挙げられた。

そして、作家同士でも、ストーリーを担当する原作者と絵を担当する漫画家の両方の立場でのトラブルとして、原作者のこだわりのシーンを漫画家がカットする場合などがあり、両者の力関係で解決されることが多い一方で、両者が対等な立場の場合に編集者が板挟みになるケースや、共同著作物になるときに、片方みの許諾で済ましてしまつてトラブルに発展するケースなど、権利を主張すると解決が困難になる事例を紹介された。

パロディについては、コミックマーケット（コミケ）という出版社を介さずに本を発表する場の問題を取り上げられた。パロディする側の主張として、好きな作品へのオマージュという意見があるが、実際にはエロティックな方向へのものも多かったこと、描くことへの「場」を尊重するためお目こぼしをしていた時代もあったが、やはり自己の作品をエロティックに改変されると自分の娘が性的暴力を受けているように感じる人も多かったこと、そして、法的主張ではなく「お願い」として訴えかけても、ファンとしての当然の行為であり嫉妬しているのではないかと反論されることすらあったということを説明された（なお、里中先生は児童ポルノ法改正に対しては表現の

R
CLIP

自由を侵害するとして慎重な立場を採られており、そのような表現自体を禁止すべきとの立場ではない点を付言しておく。

とかく法律論になりがちであるが、実際には、嫌だから訴えればよいという話ではなく、時間的・精神的損失や、勝訴してもいい気分にはならないことなど、利用される側の苦悩と法律での解決の難しさを語られた。同一性保持権は著作権法20条1項において、著作者の「意に反して」改変を受けない権利と規定されるが、この著作者の「意」の実情を実感させられる講演であったと思う。

次に、日本文藝化協会事務局の長尾氏から、パロディする側の裏方の話として、劇作家の井上ひさし氏のパロディ小説「ファザー・グース」がJASRAC（日本音楽著作権協会）との間で紛争になった事例（その後和解したが現在絶版状態となっている）などを紹介された。

また、長尾氏はかつて、住職であり小説家でもある瀬戸内寂聴氏のマネージャーを務めていたこともあったということで、その小説がテレビのバラエティ番組や報道番組で作られる再現ドラマで使われる際の様々なトラブルの例や、協会が扱った事例として、吉本ばなな氏の小説が教科書に掲載されるにあたって、ひらがなが漢字に直されてしまったケースなどを同一性保持権の侵害の例として紹介された（ちなみに、漢字をひらがなに直す例は同一性保持権侵害とならない例として挙げられることが多い）。

書籍の電子化については、NTTやソフトバンクといった通信事業者が利益を上げているものの、著作権者側としては出版社も含めて利益が上がる状態にはなっていないことも紹介された。

以上のように第1部はクリエイターの立場からの実情の説明であったが、利用される権利者側の話だけでなく、利用する側の話も聞ける貴重な機会であった。

2. パネルディスカッション

第2部は、同一性保持権と死後の人格的利益の保護という2つのテーマに基づいて、三村弁護士（元判事）、上野教授、富岡弁護士、前田弁護士の4名のディスカッションが行われた。

1つ目のテーマである同一性保持権については、まず三村弁護士より建築の著作物の移築について同一性保持権侵害（著作者が死亡すると消滅するため、正確には、死後の著作者の人格的利益の保護）について検討されたイサムノグチ事件の内容について報告があった。三村弁護士は、事件の仮処分決定の担当判事であり、当時の判断状況や彫刻・建築の著作物について借景の問題などにつき突っ込んだ説明がなされた。

同一性保持権の根拠やその意義の再確認について、富岡弁護士は第1部の講演を受けて、著作物の種類によって状況は変わり得るものの、線一本への著作者の苦勞、作品（著作物）に対しての愛着は同じで、これが人格権的な考え方で、これを保護することにより高い創作性を持つものが保護され文化の発展につながるとの見方を示された。そのうえで、裁判官や遺族がその大事なものを把握できるのかが問題となることを指摘された。

その後、著作物がどこまでを含むのかという借景の問題では、作品をどこに置くかで著作物の意味を全く異なるものとしてしまう可能性があることや、単行本の表紙イラストを文庫本の表紙にすることも意に反する可能性があること、一方でそのような主張がライセンス料のつり上げという本来的ではない使われ方をすることも多いことなど、様々な例を元に議論された。

次に、同一性保持権の例外として規定されている著作権法20条2項2号と4号の関係について議論された。2号は建築物の増築等による改変であり、4号はやむを得ない改変という包括規定となっているが、2号を4号の具体例の1つと捉えるべきかという問題である。建築の著作物の一部

であるが、美術の著作物とも言える「壁画」を改変する場合の、2号の適否について議論された。

前田弁護士は、文理解釈として2号は「建築の著作物」ではなく「建築物」となっていることから美術の著作物なども含まれるとして、2号が適用されると主張された。これに対して上野教授は、加戸守行氏の「著作権法逐条講義」の解説によれば起草者は「建築物の増改築等による建築著作物の改変」と述べている旨を指摘された。

結局のところ、4号をフレキシブルに解釈するなら2号の適用範囲は狭くなるので、2号と4号の関係をどのように解釈するかにより変わってくることになる。

さらに4号の「やむを得ない」の解釈について議論は移る。従来は字義通り厳格に解されていたが、上野教授は、現行法の同一性保持権はベルヌを超えた規定をしており（ベルヌプラス）、4号の一般条項は反対が強かったにも関わらず導入されたこと、現実には様々な法律構成で侵害を否定しながらも4号の適用は避けられてきたことから、より柔軟な解釈を再検討すべきと主張されている（不文の適用除外からの脱却）。

この点について投稿俳句の添削事件が例に挙げられ、「やむを得ない」ではなく「事実たる慣習」や「黙示の同意」論によって侵害が否定されたが、パネリストはいずれもこれらの基準ではなく4号で判断すべきと指摘され、上野教授はさらに4号で判断するにしても、どのような事情が考慮されて判断されたのかを明らかにしていかなければならない旨主張された。

最後に、著作権者人格権について最も問題とされる、包括的な事前同意により意に反しないと認められるのか、その可能性について議論された。

上野教授は、同意が改変の前か後かという問題ではなく、包括的な同意では改変の具体的内容が特定されたとはいえないため、著作権者人格権の包括的な不行使特約を完全に有効と認めてしまうと放棄に等しいのではないかと指摘された。

富岡弁護士は、一度同意しても覆す場合もあり、正にその点が人格権たる所以であり、こだわる人は裁判所に持ち込むが、プロの人は問題にしないことも多く、一度作られれば自分の手を離れて別物と考える人も多いことを紹介された。

前田弁護士は、交通事故の示談後の後遺症の発症について関連性を認める議論に似ていることを指摘され、合意の合理的解釈とならざるを得ず、意思表示の効力によって明確に決定するわけではないだろうと主張された。

最終的には、明確かつ具体的な特定をすることにより認められる可能性は高いが、何でもよいという包括的なものでは認められないとの意見が趨勢となり、次のテーマに進むこととなった。

2つ目のテーマは、死後の人格的利益の保護についてである。著作権者人格権は一身専属性を有しその著作権者の死により消滅するが、著作権法60条には、著作権者が存するとしたならば著作権者人格権の侵害となるべき行為を行ってはならない旨規定しており、著作権者の意を害しないと判断される場合を除いては、これに反する行為をする者に対して差止請求等が認められるが、そもそもこの60条についての保護法益は私権の保護なのか公益なのか、私権であるとしても著作権者の利益なのか遺族固有の利益なのか、が問題となる。

具体的設例として、作家の本来のリベラルな作風と異なる戦時中の軍国主義を賛美する原稿が、生前出版するために預けられていたものの出版されていなかった原稿が倉庫から発見された場合に、原稿の著作権の保護期間終了後に公表しようとしても遺族が了承しなかったケースにおいて、その公表は意を害しないと言えるかが問題となる。

富岡弁護士は、実際には公益的要請が大きいとされ、公益的に見ると研究材料となるものといった公共の利益の要素を読み込むべきとされた。

上野教授は、著作権法において、遺族の中でも順位が法定され、先順位の遺族（配偶者）がいる

ときは後順位の遺族（子供）は何も主張できないことを指摘され、日本の場合は配偶者がこの権利を濫用しても止められないかどうかが問題になるとされた。

遺族の順位については、著作者の死後、遺言による指定がない場合に遺族間の協議により法定の順位変更が可能かという問題があるが、変えられないとするのが通説である。さらに子供の間では順位差はないので複数いれば全員が有していることになり、1人でも反対がいれば行使できることになるが、富岡弁護士は、実際には文芸家協会では行使できる人を決めてもらって届けてもらっていることを紹介され、当事者の間では有効と考えてもよいのではないかとされた。

実は事前には5つのテーマが用意されていたが、議論が白熱したこともあり、以上紹介した2つで終わってしまった点は残念であった。

(RC 平山太郎)

知的財産判例データベース進捗状況

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/db/>

❖中国 DB プロジェクトの進捗状況

前年度と同様に、中国各地の先生達の協力下に判例収集作業を計画通りに進めていく。

(グローバル COE 研究員 兪風雷)

❖韓国 DB プロジェクトの進捗状況

現在、総計 141 件の韓国の知的財産権判例が掲載されている。2011 年度にも更に判例を追加していくことを目標に、韓国の研究協力者と準備を進めている。

(RC 張睿暎)

❖タイ DB プロジェクトの進捗状況

本年度の具体的な収集、翻訳件数等について、協力機関と協議中である。

(RC 今村哲也)

❖インドネシア DB プロジェクトの進捗状況

現在 154 件が掲載されている。インドネシア最高裁判所及び Fiona Butar-Butar 弁護士のご協力により、今年度は 10 件を追加予定である。

(助手 志賀典之)

❖台湾 DB プロジェクトの進捗状況

本年度は 40 件の追加を予定しており、関係者との間で交渉を進めている。

(助手 小川明子)

❖欧州 DB プロジェクトの進捗状況

本年度は、ドイツ判例 50 件、フランス判例 85 件、スペイン判例 50 件、英国判例 30 件 およびイタリア判例 25 件の収集を予定している。

(RCLIP 事務局 上條千恵美)

コラム「雲南のホテル」

安藤和宏

10月7日から14日までの8日間、早稲田大学の高林龍教授と三村量一弁護士、そして私の3名で中国の天津大学と雲南大学で開催されるシンポジウムに出席するために、中国に出張した。シンポジウムの詳細は天津大学の俞風雷准教授の報告に譲り、本コラムでは雲南のホテルでの経験をここでご紹介したい。

雲南大学でのシンポジウムを無事終えた我々一行は、観光のために別のホテルに移動したのだが、このホテルがすごかった。スケジュールの関係で夜中の12時過ぎにホテルに到着したのだが、ロビーは薄暗くてちょっと不穏な感じ。一流ホテルと聞いていたので、「ここが一流ホテル？」と疑った。しかし、とにかく疲れていたもので、翌朝8時にロビーに集合ということで解散した。

部屋に入ってシャワーを浴びようとシャワー室をあけると、和式のトイレの上にシャワーがついている。これってどうやって浴びるの？トイレ以外に排水口がないし(写真参照)。とりあえず、便器の中に落ちないようにして、足を広げ、蛇口をひねった。しかし、お湯が出ない。水は出るが、チョロチョロという感じ。いかに中国南部とはいえ、10月の夜中に水のシャワーを浴びるのはかなりの苦行だ。水を手にためて体にピチャピチャかけておしまい。もう半べそかきながら、堅いベッドに入り、眠りについた。



翌日の早朝、用を足そうとトイレに入ると、今度は水がまったく出ない。「???」何かスイッチを押すのかなと思って部屋中を探すも、そんなものはない。人間、してはいけないという状況になると余計にしたくなるものである。「う〜ん、困ったぞ、これは・・・」と悩んでいると、部屋の電話が鳴った。「安藤さん、部屋の水が出ないでしょう。ホテル中、大騒ぎになっています」という高林先生からの電話だった。やっぱり、私の部屋だけではなかった。

ガイドに事情を聞いてもらおうと11時にならないと水が出ないとのこと。それでは困るといい、ホテルを変更してもらうことに。変更してもらったホテルは「地球の歩き方」にも掲載されている素敵なホテル。何とんでも水が出る！ベッドもふかふか。何たる幸せ。シャワーの水にも勢いがある！今回の出張では水の大切さを実感、いや痛感した次第である。



研究会・セミナー開催のお知らせ

お申し込み方法など、詳細については、ホームページをご確認ください。

JASRAC 秋学期連続公開講座『著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題』第4回

【日時】2011年12月3日(土) 13:30～

【会場】早稲田大学早稲田キャンパス8号館106教室

第1部(13:30～15:30)

「クラウド・コンピューティングを巡る著作権法上の諸問題」

【司会】平嶋竜太(筑波大学)

【講演者】奥邨弘司(神奈川大学経営学部准教授)、楠正憲(マイクロソフト技術標準部部長)

第2部(15:45～17:45)

「著作権侵害に係るプロバイダーの責任—最新動向と法理の再構築」

【司会】駒田泰士(上智大学)

【講演者】田村善之(北海道大学)、張睿暎(東京都市大学)、丸橋透(株式会社ニフティ)

文理融合シンポジウム「ES細胞、iPS細胞の研究推進と法的・知的財産法的问题点」

【日時】2012年1月21日 13:30～

【会場】早稲田大学早稲田キャンパス8号館B102教室

【総合司会】

高林龍(早稲田大学法学学術院)、朝日透(早稲田大学理工学術院)

【文系講演者】

甲斐克則(早稲田大学)、高倉成男(明治大学)

【理系講演者】

浅島誠(東京大学)

梅澤明弘(国立成育医療センター 再生医療センター長)

大和雅之(東京女子医科大学)

第33回 RCLIP 研究会

【日時】2012年3月5日(月) 18:30～20:30

【会場】早稲田大学早稲田キャンパス8号館312教室

【テーマ】

アメリカの特許法の差止請求権制度の差について(仮)

【報告者】

Christoph Rademacher(早稲田大学高等研究所助教)

編集・発行

早稲田大学グローバルCOE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

Web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/>